

京 都 大 学 産 官 学 連 携 セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(事務組織)</p> <p>第7条 産官学連携センターに置く事務組織については、<u>京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）</u>の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務組織)</p> <p>第7条 産官学連携センターの事務は、<u>研究推進部産官学連携課</u>において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>